

裁 決 書

審 査 請 求 人

処 分 庁

大和市福祉事務所長

審査請求に
係る処分

平成27年1月29日付け生活保護廃止
決定処分

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による上記処
分に対し、平成27年2月19日付けをもって審査請求人から提起のあった審
査請求について、次のとおり裁決する。

なお、この裁決書において引用する関係通知は、審査請求に係る処分が行わ
れた当時のものである。

主 文

本件審査請求に係る大和市福祉事務所長が行った生活保護廃止決定処分につ
いては、これを取り消す。

理 由

1 事 実

審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）が審査庁に提出した審査
請求書並びに大和市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）から提出された
弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- （1）平成24年3月26日、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開
始したこと。
- （2）平成24年6月27日、請求人は、[REDACTED]（以
下「現職」という。）にて就労を開始したこと。
- （3）平成27年1月29日、請求人は現職に加え、[REDACTED]株式会社
（以下「新職」という。）にて就労を開始したとして、処分庁に次の内容
の就職届を提出したこと。

給与形態	時給 1,000 円	
	給与計算締切日	毎月末日
	給与支払日	毎月 25 日
勤務形態	パート	
	勤務時間	10 時間
	休日	3 勤 2 休
通勤交通費	20,000 円	
交通費負担	一部援助	17,000 円
社会保険の有無	健康保険	有
勤務開始日	平成 27 年 1 月 12 日	

なお、新職の通勤交通費について、処分庁は、月額 5 万円を上限に支給されることを確認している。

- (4) 同日、処分庁は、最低生活費及び収入充当額の認定に基づき、同年 2 月以降の保護の要否判定を行った結果、次の算定式のとおり、同月分の最低生活費 248,287 円 (①) に対し同月分の収入充当額 256,785 円 (②) が、また同年 3 月分の最低生活費 248,287 円 (③) に対し同月分の収入充当額 260,960 円 (④) がいずれも上回ることから、同年 2 月以降の要保護性は認められないとし、稼働収入の増加により最低生活維持可能であることを理由として、同月 1 日付けで、生活保護廃止決定処分 (以下「本件処分」という。) を行ったこと。

ア 平成 27 年 2 月分要否判定

(ア) 最低生活費

最低生活費計 (①)		248,287 円
内訳	生活扶助	176,020 円
	住宅扶助	59,800 円
	教育扶助	9,800 円
	国民健康保険料	2,667 円

(イ) 収入充当額

収入充当額計 (②)		256,785 円	備考
就労収入内訳	請求人の新職給与 (見込み)	133,784 円	給与 (時給 1,000 円 × 10 時間 × 12 日間 = 120,000 円) + 交通費 (13,784 円)
	交通費 (見込み)	-13,784 円	交通費
	請求人の現職給与 (確定)	28,415 円	1 月 25 日支給
	請求人の現職給与 (見込み)	25,000 円	2 月 25 日支給
	請求人の妻の給与 (見込み)	110,000 円	
	請求人の妻の給与 における経費 (見込み)	-2,000 円	
基礎控除	請求人の分	-20,470 円	
	請求人の妻の分	-14,160 円	
就労以外の収入内訳	児童手当	10,000 円	

イ 平成 27 年 3 月分要否判定

(ア) 最低生活費

最低生活費計 (③)		248,287 円
内訳	生活扶助	176,020 円
	住宅扶助	59,800 円
	教育扶助	9,800 円
	国民健康保険料	2,667 円

(イ) 収入充当額

収入充当額計 (④)	260,960 円	備考
------------	-----------	----

就労収入内訳	請求人の新職給与 (見込み)	233,100 円	給与 (時給 1,000 円 × 10 時間 × 20 日 間 = 200,000 円) 交通費 (33,100 円)
	請求人の経費 (見込み)	-53,100 円	社会保険 (20,000 円) + 交通費 (33,100 円)
	請求人の妻の収入 (見込み)	110,000 円	
	請求人の妻の経費	-2,000 円	雇用保険等
基礎控除	請求人の分	-22,880 円	
	請求人の妻の分	-14,160 円	
就労以外の収入内訳	児童手当	10,000 円	

(5) 平成 27 年 2 月 19 日、請求人は、本件処分の取消しを求めて、本件審査請求書を郵送したこと。

2 請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対し、平成 27 年 1 月 29 日付けで行った本件処分の取消しを求めるものであり、請求人の主張は概ね以下のとおりと解される。

- (1) 収入が変わらないのに廃止処分としたため。
- (2) 仮合格なのに正規採用、賃金が発生する労働と勝手に判断をしたため (後日不合格となった。賃金は発生していない。)

3 処分庁の主張

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

- (1) 請求人から提出された就職届及び募集要項の勤務時間及び給与から、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 8 の 2 「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により」により生活保護の要否判定を行った結果、

生活保護を要さないこととなった。募集要項は長期間または期間の定めがない契約であることを示唆しており、請求人からも短期間契約であることの申し出はなかったことから、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の12の答2の（1）「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき」に該当し、生活保護の廃止を判断したものである。

- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。」とされており、また、同法第21条第4号「試の使用期間中の者」の場合にも同法第21条「第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。」と規定されている。請求人は平成27年1月12日に就職し、申告のあった平成27年1月29日には14日を超えていることから、30日前の解雇予告又は解雇予告手当のない状態で解雇されることはなく、平成27年1月29日に保護を要しなくなったと判断をしたものである。
- (3) 以上により、請求人に対して法第26条「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」に基づき、保護を廃止、通知したものである。
- (4) よって、本件処分は、法上当然の処分であり、何ら違法・不当なものではない。

4 判 断

本件審査請求については、以上の事実並びに請求人及び処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

- (1) 法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」（法第4条第1項）ものであり、保護の実施にあたっては、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」（第8条第1項）と規定している。

- (2) 保護の廃止をすることができる場合として法は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」(法第26条)と定めている。また、保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準については、課長通知第10の12において、保護を廃止すべき場合として、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加(中略)により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」とされ、保護を停止すべき場合として、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加(中略)により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」とされている。
- (3) これを本件処分についてみると、処分庁は事実(3)のとおり請求人からの就職届を受け、事実(4)のとおり平成27年2月に見込まれる世帯収入が256,785円であることから保護を要しない状況であるとし、また、同月以降も要保護性が認められないとして、平成27年1月29日付けで「稼動収入の増加により最低生活維持可能なため」を理由として本件処分を行ったものと認められる。
- (4) しかしながら、処分庁は、同年3月分の保護の要否判定に用いる、請求人の同年2月の新職における就労予定日数を20日として給与見込み額を算定しているが、請求人が就職届に記載した「3勤2休」を当てはめると、同月は28日であることから、勤務予定日は18日(1日から3日まで、6日から8日まで、11日から13日まで、16日から18日まで、21日から23日まで、26日から28日まで)と判断され、給与収入は18日に対応する180,000円とすべきであったことが認められる。
- (5) これを平成27年3月分の保護の要否判定に適用すると、次の算定式のとおり、最低生活費 248,287 円(⑤)に対し同月分の収入充当額 241,970 円が下回ることから、保護を要する状態と認められる。

ア 平成27年3月分要否判定

(ア) 最低生活費

最低生活費計 (⑤)		248,287 円
内訳	生活扶助	176,020 円
	住宅扶助	59,800 円
	教育扶助	9,800 円
	国民健康保険料	2,667 円

(イ) 収入充当額

収入充当額計 (⑥)		241,970 円	備考
就労収入内訳	請求人の新職給与 (見込み)	213,100 円	給与 (時給 1,000 円×10 時間×18 日間=180,000 円) 交通費 (33,100 円)
	請求人の経費 (見込み)	-53,100 円	社会保険 (20,000 円)+交通費 (33,100 円)
	請求人の妻の収入 (見込み)	110,000 円	
	請求人の妻の経費	-2,000 円	雇用保険等
基礎控除	請求人の分	-21,870 円	
	請求人の妻の分	-14,160 円	
就労以外の収入内訳	児童手当	10,000 円	

(6) よって、本件処分においては、請求人の新職における初回給与支給日は平成27年2月25日と推測され、処分庁は、少なくともそれまでの間、請求人世帯の生活状況や就労継続性について経過観察を行う必要があったところ、保護を停止又は廃止すべき場合として課長通知問第10の12に示された検討が十分にされていたとは認められず、その手続において、瑕疵があったと言わざるを得ない。

(7) 以上のことから、処分庁が、同年2月以降の要保護性は認められないとして行った本件処分は不当であったと言わざるを得ない。

以上により、本件処分は取り消されるべきとする請求人の主張に理由があることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年3月31日

神奈川県知事

黒岩 祐治

